平成２７年（フ）第６７４号
京都市左京区岩倉幡枝町2779番地
破産者　髙田　ゆみ
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７２９号
京都府宇治市宇治妙楽171番地の15
破産者　廣瀬　祐子（旧姓三谷）
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１５１号
大阪市旭区高殿６丁目13番17号旭高殿ハイツ303
破産者　和田　祥幸
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５号
神戸市東灘区北青木４丁目17番２―406号
破産者　深江浜町整骨院こと　石川　貴己
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２号
岡山県倉敷市玉島799番地
破産者　麻原　好惠
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3186番地17
破産者　渡邉　正己
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１８４号
北海道旭川市３条西４丁目１番10号　西栄マンション
破産者　野田　初枝
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９０号
北海道旭川市南２条通21丁目1974番地の315　フロスティームーンＡ　103号室
破産者　小石川正吾
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６４号
北海道帯広市西18条南３丁目14番14号
破産者　蓼内かおる
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
青森県八戸市大字新井田字石動木２番地８
破産者　下町三三夫
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
青森県八戸市大字新井田字丑鞍森33番地15
破産者　板橋　広大
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
青森県八戸市松ケ丘19番地６、前住所青森県八戸市多賀台２丁目14番地26　多賀台ヒルズアパート３号棟202号
破産者　鈴木　　豊
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
山形県米沢市中央２丁目８番36号、開始決定時の住所山形県米沢市春日５丁目１番６号　春日プラザ１階愛の教会内
破産者　金子　収藏
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第４６号
山形県長井市中道２丁目１番19―14号　飯豊荘16号、前住所山形県上山市四ツ谷１丁目10番29号
破産者　鈴木　千秋（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第４７号
山形県東置賜郡高畠町大字福沢537番地の16、開始決定時の住所山形県東置賜郡高畠町大字高畠1544番地の４
破産者　武澤　一幸
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１９１７号
横浜市保土ケ谷区上菅田町98番地の２
破産者　梶本　道子
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９１８号
横浜市保土ケ谷区上菅田町98番地の２
破産者　梶本志保美
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０４１号
神奈川県藤沢市湘南台３丁目17番地の11　セザールハイム403
破産者　廣瀬　　茂
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１３６号
富山県砺波市となみ町10番12号　フレグランス・フローラ203号、開始決定時の住所横浜市戸塚区戸塚町4208番地10　パイロットハウス・サン戸塚315号
破産者　永島　康尭
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部